

長崎県国境離島欠航補償事業にかかる企画提案競争実施要領

1、目的

長崎県の国境離島地域と本土を結ぶ航路・航空路の便の欠航、抜港（強風等に伴い接岸できず、寄港予定地に寄港しないこと。）または寄港地変更が発生し、旅行者が長崎県の国境離島地域において予定外の宿泊を余儀なくされることがあり、延泊にかかる宿泊費用といった予定外の出費については、民間の保険会社等による補償等、リスクを回避する手段がないという課題がある。

（一社）長崎県観光連盟では、こうした欠航、抜港、寄港予定地変更といったリスクが、離島への旅行需要を阻害している要因のひとつと捉え、その負のイメージを払拭することを目的に、国境離島交付金を活用した欠航補償制度を創設し、離島への更なる誘客に取り組もうとするものである。

2、企画提案にかかる業務期間

契約日から平成31年2月28日（木）

3、提案内容

（1）欠航補償事業

① 補償内容

旅行者が乗船又は搭乗する予定の便が欠航、抜港、寄港予定地変更した場合における延泊費用（朝・夕食代含む、1泊上限1万円×最大2泊まで実費補償）

② 補償対象者

以下の各号のいずれかに該当するもので、国境離島地域に滞在中の者

（1）長崎県「しま旅滞在促進事業」補助金交付要綱において交付の対象となった旅行商品（以下「長崎しま旅商品」という。）を使用した者

（2）「長崎しま旅 わくわく乗船券」（以下「わくわく乗船券」という。）を使用した者

③ 補償事由が発生する条件

別表1における同一地域内の航路の船舶便の欠航が発生した日

④ 補償期間

平成30年11月下旬～平成31年2月28日（木）（予定）

（2）欠航補償事業にかかるPR

①対象者に対する効果的な周知を行い、事業効果の増大を図る。

②交通事業者等の関係者に対する制度周知を行い、事業の円滑実施を図る。

4、予算額

2,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5、参加資格

(1) 以下の①～⑧の全ての要件をみたしているものとする。

- ① 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する法人または個人であること。
- ② 県内企業（県内に本店が登記されている企業、及び個人で県内に店舗等を保有して営業している者をいう。）であること、または県外企業（登記簿上、本社の住所が県外になっている企業をいう。）で、県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。
- ⑤ 取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。
- ⑥ 会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き申し立てがなされていない者であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

6、企画提案書

企画提案に参加する者は、以下に掲げる内容を記載した企画提案書（様式任意）を作成すること。

なお、作成した提案書は、平成30年11月1日（木）17時まで以下に下記提出先に電子メールにより提出すること。

- ① 保険業務の実施体制
 - ア 企業概要・担当部門の体制及び連絡先
 - イ 連携先の企業概要・連絡方法（事業の実施にあたり連携がある場合等）
 - ウ 類似事業の経験等（過去3年以内）
- ② 欠航補償事業
 - ア 補償の流れ（スキーム）
 - イ 見積金額及びその算定が分かる資料
 - ウ 交付金事業終了後の事業展望
- ③ 欠航補償事業にかかるPR
 - ア PR手法（媒体等）
 - イ 見積金額及びその算定が分かる資料

ウ 実施スケジュール

④ 提出先・問い合わせ先

(一社) 長崎県観光連盟総務部総務課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話番号 095-826-9407

電子メール machinaga@ngs-kenkanren.com

担当者 町永 誠司

7、参加申込

本企画提案競争に参加する意思がある場合は、平成30年10月26日(金)17時までに上記6④「提出先・問い合わせ先」あてに電子メールで参加する旨を表明すること。

8、企画提案にかかる参考資料

上記7の参加申込を行った者に対し、以下の資料を提供する。

なお、当該資料は、専ら本企画提案競争に限り使用することを条件に提供するものであり、目的外使用は厳禁とする。

- ① 平成29年度「長崎しま旅商品」の利用者実績
- ② 平成30年度に実施する「わくわく乗船券」の概要及び利用見込
- ③ 国境離島地域別の欠航、抜港状況

9、質問の受付

- ① 本企画提案競争に関し疑義があるときは、その内容を電子メールにより送付し、送付にあたってはその旨を電話連絡すること。(電子メールの送付先及び電話連絡先は上記6④「提出先・問い合わせ先」参照)
- ② 質問書の提出期限は平成30年10月26日(金)17時まで
- ③ 質問書に対する回答は、本企画提案競争への参加を申し込んだ全ての者に電子メール等により回答する。

10、審査

上記6「企画提案書」の内容について、以下に掲げる評価項目に基づき書類審査により選考する。

- ① 運営体制 (円滑な実施が期待できる体制やノウハウを有しているか)
- ② 企画内容 (提案内容で必要な補償効果が期待できるか)
- ③ 経済性 (見積金額は妥当であるか)
- ④ 実現性 (実施可能な事業計画となっているか)

なお、①～④の評価項目における配点は以下のとおりとする。

- ① 70点
- ② 50点
- ③ 30点
- ④ 50点 合計 200点

1 1、審査結果の通知と契約締結

(1) 審査結果

審査結果は各提案者に対し書面で通知する。なお、審査結果についての問い合わせや異議申立は一切受け付けない。

(2) 契約締結にかかる留意点

上記 10 の審査により選定された提案者との契約締結にあたっては、双方で協議の上、契約仕様書を作成することとし、必要と認められる場合は提案内容の修正・変更を行う。

1 2、企画提案にかかる留意点

(1) 企画提案書は 1 つの案に限り、複数案の提出は認めない。また、提出後の訂正は軽微なものを除いて認めない。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案に要した全ての費用は、提案者の負担とする。

1 3、スケジュール（予定）

- ① 平成 30 年 10 月 22 日（月） 企画提案競争の開始
- ② 平成 30 年 10 月 26 日（金） 17 時 参加申込期限
質問書提出期限
- ③ 平成 30 年 11 月 1 日（木） 17 時 企画提案書提出期限
- ④ 平成 30 年 11 月 5 日（月） 審査結果通知
- ⑤ 平成 30 年 11 月 9 日（金） 契約締結及び保険金納入期限
- ⑥ 平成 30 年 11 月下旬 補償事業開始予定

※上記スケジュールは予定であり進捗状況によっては前後する場合がある。

(別表)

	地域	運航事業者	航路
1	五島列島	九州商船(株)	長崎～福江～奈良尾
2	五島列島	九州商船(株)	佐世保～有川
3	五島列島	九州商船(株)	長崎～有川
4	五島列島	野母商船(株)	福江～青方～小値賀～宇久～博多
5	五島列島	五島産業汽船(株)	長崎～鯛ノ浦
6	壱岐	九州郵船(株)	西唐津～印通寺
7	壱岐	九州郵船(株)	博多～壱岐
8	対馬	九州郵船(株)	博多～(壱岐)～巖原
9	対馬	九州郵船(株)	博多～比田勝